

# 川越市の給与・定員管理等について

## 1 総括

### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (平成17年度末)	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B/A)	(参考) 平成16年度の 人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
平成17年度	328,200	85,032,204	3,075,984	19,179,752	22.5	23.5

### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

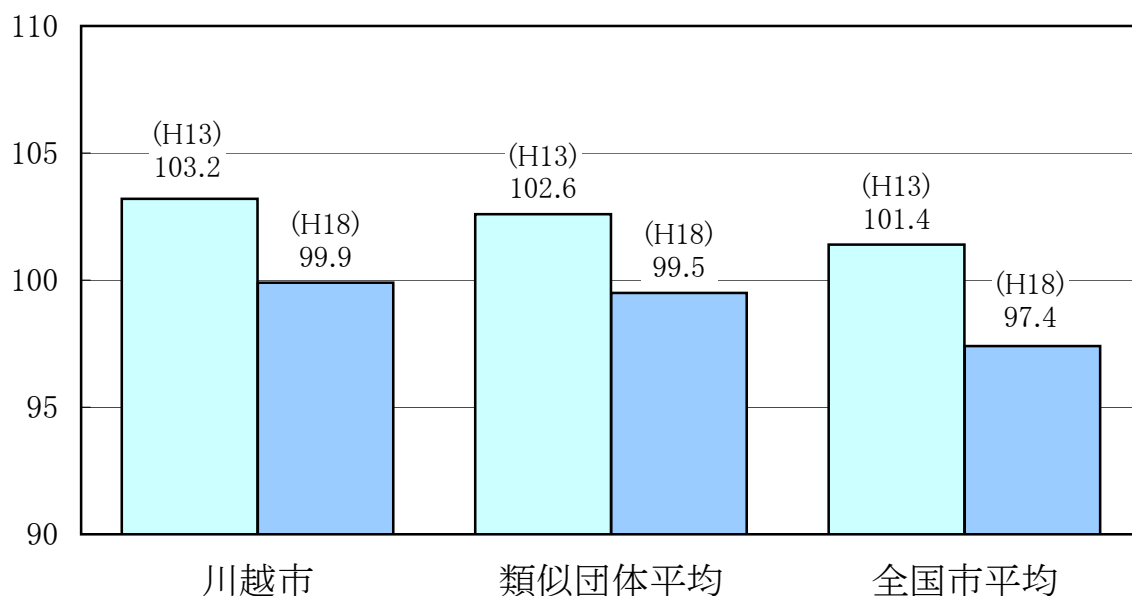
区分	職員数 (A)	給与費				一人当たり 給与費 (B/A)	(参考)類似団体 平均一人あたり 給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
平成17年度	2,146	9,019,696	2,470,776	3,890,902	15,381,374	7,167	6,907

(注) 職員手当には退職手当を含まない。

### (3) 特記事項

なし

### (4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。  
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成18年4月1日現在）

#### ① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	国公ベース
	歳	円	円	円
川越市	42.6	355,000	465,000	418,400
埼玉県	43.6	370,957	458,789	423,239
国	40.4	328,477	—	381,212
類似団体	43.2	356,272	445,028	403,819

#### ② 技能労務職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	国公ベース
	歳	円	円	円
川越市	46.9	338,500	407,500	388,000
うち調理員	49.5	355,400	410,000	398,700
うち清掃員	45.1	331,100	409,600	387,200
うち用務員	44.1	300,500	359,100	341,300
埼玉県	51.9	368,256	416,118	401,194
国	48.4	286,500	—	318,595
類似団体	45.8	336,538	390,515	365,487
民間事業者平均	55.8	—	337,420	—

(注) 技能労務職の民間事業者平均は、埼玉県人事委員会が行った「平成18年職種別民間給与実態調査」で得られた技能労務関係4職種（電話交換手、自家用乗用自動車運転手、守衛、用務員）の調査実人員（21人）のデータを基に、その平均額を算出したものである。

#### ③ 教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
	歳	円	円
川越市	48.0	440,800	544,000
埼玉県	45.8	425,001	496,691
類似団体	44.8	408,973	473,889

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成18年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。  
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。  
 また、「平均給与月額（国ベース）」は国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

### (2) 職員の初任給の状況（平成18年4月1日現在）

区分		川越市	埼玉県	国
		円	円	円
一般行政職	大学卒	176,800	176,800	170,200
	高校卒	142,800	142,800	138,400
技能労務職		180,300	—	—

(注) 技能労務職については、職種と採用時の年齢により決定するため、その平均を記載してある。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成18年4月1日現在）

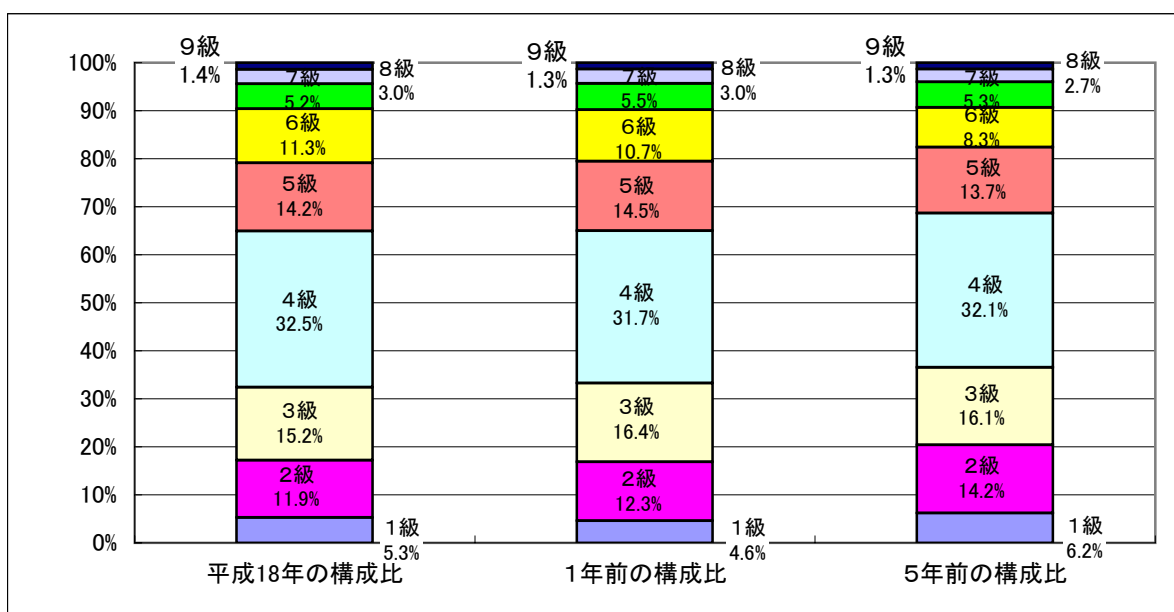
区分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年	経験年数30年
		円	円	円	円
一般行政職	大学卒	266,000	323,500	362,700	480,400
	高校卒	224,400	264,300	—	408,100
技能労務職	高校卒	216,700	255,300	308,300	405,100
	中学卒	—	300,400	—	406,000
教育職	大学卒	—	—	411,600	475,300
	高校卒	—	—	—	—

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（平成18年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
		人	%
9級	部長	17	1.4
8級	次長	36	3.0
7級	課長	62	5.2
6級	課長補佐	135	11.3
5級	係長	169 (5)	14.2
4級	主任	388	32.5
3級	副主任	181	15.2
2級	主事・技師	142	11.9
1級	主事補・技師補	63	5.3

- (注) 1 川越市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。  
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。  
 3 ( ) 内は、再任用短時間勤務職員で、外書きとなっている。



(2) 昇給期間短縮の状況

区分		一般行政職
平成17年度	職員数 (A)	1,181人
	普通昇給期間 (12~24月) を短縮して昇給した職員数 (B)	127人
	比率 (B/A)	10.8%
平成16年度	職員数 (A)	1,184人
	普通昇給期間 (12~24月) を短縮して昇給した職員数 (B)	96人
	比率 (B/A)	8.1%

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

川越市	埼玉県	国
平成17年度 1人当たり平均支給額 1,802千円	平成17年度 1人当たり平均支給額 1,984千円	—
平成17年度支給割合 期末手当 3.0 月分 勤勉手当 1.45 月分 (1.6) 月分 (0.75) 月分	平成17年度支給割合 期末手当 3.0 月分 勤勉手当 1.45 月分 (1.6) 月分 (0.75) 月分	(平成17年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 勤勉手当 1.45 月分 (1.6) 月分 (0.75) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20% 管理職加算 15~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20% 管理職加算 10~25%

※支給割合等は例示

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

(2) 退職手当 (平成18年4月1日現在)

川越市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	21.0 月分	27.3 月分	勤続20年	23.5 月分	30.6 月分
勤続25年	33.75 月分	42.12 月分	勤続25年	33.5 月分	41.34 月分
勤続35年	47.5 月分	59.28 月分	勤続35年	47.5 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)		
1人当たり平均支給額 5,698 千円 23,553 千円					

※支給率等は例示

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成17年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

### (3) 地域手当（平成18年4月1日現在）

支給実績（平成17年度決算）		947,472千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成17年度決算）		429,888円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
川越市	9%	2,147人	6%
	7%	51人	6%

※ 教育職員（市立川越高等学校の校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師及び実習助手）については、埼玉県教育職員の例によっているため、7%となっている。

#### （平成22年度の状況）

支給対象地域	支給率	国の制度(支給率)
川越市	7%	6%
	5%	6%

※ 教育職員（市立川越高等学校の校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師及び実習助手）については、埼玉県教育職員の例によっているため、5%となっている。

### (4) 特殊勤務手当（平成18年4月1日現在）

支給実績（平成17年度決算）		53,524千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成17年度決算）		45,944円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成17年度）		52,9%	
手当の種類（手当数）		38	
手当の名称	支給を受ける者の範囲	左記職員に対する支給単価	
税務事務手当	専ら市税の滞納処分に直接従事する職員	月額 給料月額 $\times$ 10/100以内	
	市税の賦課（調査、決定を伴うもの）及び徴収（滞納処分以外で調査を伴うもの）の事務に従事する職員	月額 給料月額 $\times$ 5/100以内	
	上記以外の賦課及び徴収の事務に従事する職員	吏員	月額 給料月額 $\times$ 5/100以内
		その他の職員	月額 給料月額 $\times$ 3/100以内
医師手当	医療職給料表（一）の適用を受ける職員で、職務の級が4級の職員	月額 150,000円	
	上記以外の医療職給料表（一）の適用を受ける職員	月額 87,000円	
放射線取扱手当	診療放射線技師又は診療エックス線技師の資格を有し、エックス線照射業務に従事する職員	月額 5,000円	
診療所業務手当	医療業務に従事する職員（医師手当及び放射線取扱手当の支給を受ける職員を除く。）	月額 2,500円	
	その他の職員	月額 1,700円	
	死体を取り扱う業務に従事した職員	1回	500円
	午後5時から翌日の午前8時30分までの間、看護等の業務に従事した職員	1回	1,000円
指導面接手当	保健師の業務に従事する職員	月額 1,700円	
防疫業務手当	感染症等防疫業務に従事した職員	1回	500円
	家畜伝染病予防法第6条又は第30条に規定する業務を補助した職員	日額	100円

社会福祉業務手当	社会福祉の現業に従事する職員		月額	3,000円
	ひかり児童園において機能回復訓練の業務に従事する職員		月額	3,000円
	あけぼの児童園に勤務し、保育士及び児童指導員の資格を有し、生活指導及び職業指導の業務に従事する職員		月額	3,000円
	母子生活支援施設すみれ館において生活指導の業務に従事する職員		月額	3,000円
	みよしの授産学園において生活指導又は作業指導の業務に従事する職員		月額	3,000円
	みよしの授産学園に勤務するその他の職員		月額	1,500円
	職業センターにおいて生活指導又は作業指導の業務に従事する職員		月額	3,000円
	職業センターに勤務するその他の職員		月額	1,500円
	総合福祉センターにおいて機能訓練、生活指導等の業務に従事する職員		月額	3,000円
	総合福祉センターに勤務するその他の職員		月額	1,500円
精神保健福祉業務手当	精神障害若しくはその疑いのある者についての調査、診察若しくは診察の立会い又は精神障害者の入院のための移送の業務に従事した職員（指導面接手当の支給を受ける職員を除く。）		日額	320円
犬捕獲等業務手当	犬の捕獲等に従事した職員		日額	400円
試験等業務手当	次に掲げる業務に従事した職員 1 人体に有害なガスの発生を伴う業務 2 特に危険性を有する薬品を取り扱う業務 3 病理細菌を取り扱う業務 4 毒物及び劇物取締法に基づく毒物又は劇物の製造所等の立入検査の業務（人体に有害なガス及び特に危険性を有する薬品を直接採取し、又は検査する業務を伴うものに限る。）		日額	300円
産業廃棄物指導手当	ガス、粉じん、騒音等が発生し、又は高温となる場所において産業廃棄物の処理等に係る調査又は指導の業務に従事した職員		日額	370円
農薬散布手当	有機りん剤の取扱いに関し知事の指定を受けた職員		日額	300円
	アメリカしろひとりの防除に従事した職員		日額	200円
行路病人同死亡人変死人取扱手当	行路死亡人、変死人の取扱い又は収容業務に従事した職員		1回	3,000円
	行路病人の取扱い又は収容業務に従事する職員		1回	500円
自動車運転手当	自動車の運転に本務として従事する職員		月額	3,000円
し尿処理作業手当	し尿処理施設に勤務する技術職員（交替制勤務に従事する職員を除く。）		月額	3,000円
	し尿処理施設に勤務する事務職員（交替制勤務に従事する職員を除く。）		月額	1,000円
	し尿処理施設に勤務する職員で汚泥の脱水作業に従事した職員		日額	440円
	上記以外の作業に従事したし尿処理施設に勤務する職員（交替制勤務職員を除く。）		日額	220円
変則勤務手当	交替制勤務に従事する職員		月額	4,500円
	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が土曜日又は日曜日に行われる業務に従事する職員（週休日の振替等により正規の勤務時間による勤務が土曜日又は日曜日に行われる業務に従事する職員を除く。）	勤務時間が7時間45分以上	1回	1,000円
		勤務時間が4時間以上7時間45分未満	1回	500円
技術手当	土木、建築、電気、機械、化学又は農業の専門的技術及び知識を必要とする職員		月額	1,500円

事務機取扱手当	電子計算機の操作に従事するプランナー及びプログラマー	月額	2,000円	
	電子計算機の操作に従事するオペレーター	月額	1,000円	
	専ら浄書業務に従事する職員	月額	1,000円	
保育士手当	保育園に勤務し、保育士の資格を有し、その職務に従事する職員	月額	1,000円	
違反建築物取締手当	建築基準法等に基づき、現場における違反建築物の取締り又は指導の業務に従事した職員	日額	130円	
用地交渉手当	用地取得に伴う交渉の業務に従事した職員	日額	130円	
清掃監視手当	清掃監視の業務に従事する職員	月額	2,000円	
じんかい作業手当	じんかいの収集処理に従事した職員	日額	400円	
し尿作業手当	し尿の収集処理、し尿の投入口での作業及び汚物作業に従事した職員	日額	430円	
土木作業手当	土木作業に従事した道路建設課、道路環境整備課の職員	月額	3,300円	
害虫駆除衛生作業手当	専ら害虫駆除の衛生作業に従事した職員	日額	120円	
斎場作業手当	斎場に勤務する職員	日額	310円	
犬猫死体処理作業手当	犬猫の死体処理作業に従事した職員	1回	200円	
葬祭用具取扱作業手当	葬祭用具の取扱作業に従事した職員	日額	270円	
公園管理作業手当	土木作業を行う公園管理事務所維持係の職員	日額	110円	
調理作業手当	給食センターに勤務し、調理を行う職員	日額	110円	
通園施設業務手当	あけぼの児童園に勤務する職員	月額	1,500円	
駐車場業務手当	駐車場整理の業務に従事した職員	日額	110円	
ボイラー業務手当	ボイラー技師の資格を有する者でボイラー取扱いの業務に従事した職員	日額	110円	
電話交換業務手当	電話交換の業務に従事した職員	日額	50円	
常直勤務手当	職員の勤務する庁舎に附属する居室において私生活を営みつつ勤務する職員	月額	600円	
教員特殊業務手当	学校の管理下において行われる部活動における生徒に対する指導業務で週休日等に行うもの	3時間以上6時間未満	日額	1,200円
		6時間以上	日額	1,500円
	対外運動競技等において生徒を引率して行う指導業務で宿泊を伴うもの	日額	1,700円	
	修学旅行等において生徒を引率して行う指導業務で宿泊を伴うもの	日額	1,700円	
教員業務連絡指導手当	主任等に充てられた教諭等で教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言に当たるもの	日額	200円	

#### (5) 時間外勤務手当

支給実績（平成17年度決算）	749,550千円
職員1人当たり平均支給年額（平成17年度決算）	402千円
支給実績（平成16年度決算）	772,422千円
職員1人当たり平均支給年額（平成16年度決算）	346千円

(6) その他の手当 (平成18年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (17年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (17年度決算)
扶養手当	配偶者 13,500円 配偶者以外の扶養親族2人目まで 1人につき6,500円 配偶者のいない場合の1人目 11,000円 その他の扶養親族 1人につき5,000円 満16歳～22歳の子に対する加算 1人につき5,000円	異なる	【国】 配偶者以外の扶養親族 2人目まで 1人につき6,000円	千円 246,170	円 243,251
住居手当	貸家・貸間 家賃の額に応じて28,500円を限度に支給 持家 新築又は購入から5年以内 7,800円 上記以外 7,300円	異なる	【国】 貸家・貸間 家賃の額に応じて 27,000円を限度に支給 持家 新築又は購入から5年	182,617	141,784
初任給調整手当	診療所及び保健所に勤務する医師及び歯科医師に対し、採用後の期間に応じ、216,700円を超えない範囲内で支給	同じ		8,054	2,013,500
通勤手当	【交通機関等を利用(2km以上)】 運賃等相当額(1月当たり55,000円を限度) 【交通用具を使用(2km以上)】 距離に応じた額(2,700円～28,000円) 【交通機関等と交通用具の併用(2km以上)】 交通機関等の利用距離等を考慮した額	異なる	【国】 交通用具に係る距離区分及び支給額が異なる。	166,336	97,046
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員に対し、勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額の100分の25を支給	同じ		4,588	16,155
宿日直勤務手当	宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員に支給 勤務1回につき4,200円 ※ 勤務時間が5時間未満の場合は、勤務1回につき2,100円	同じ		0	0
休日勤務手当	休日において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に対し、勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に100分の135を乗じて得た額を支給	同じ		44,269	26,765
管理職手当	職務の級ごとに次の月額を支給 部長級 75,000円 次長級 61,000円 課長級 55,000円 課長補佐級 45,000円	異なる	【国】 官職別に俸給月額×支給割合で支給	174,799	619,855
義務教育等教員特別手当	教育職員に対し、給料の号給に応じた額(5,000円～20,200円)を支給			9,679	189,785
管理職員特別勤務手当	管理職手当の支給を受ける職員が公務の運営の必要により週休日又は休日に勤務した場合に支給 部長級 12,000円(18,000円) 次長級 10,000円(15,000円) 課長級 8,000円(12,000円) 課長補佐級 6,000円(9,000円) ※ ( )内は、勤務時間が6時間を超える場合の額	同じ		9,715	60,342

※ 教育職員(市立川越高等学校の校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師及び実習助手)の手当は、埼玉県教育職員の例によっているため、上記と異なる場合がある。



## 5 特別職の報酬等の状況（平成18年4月1日現在）

区分		給料月額等		
給料	市長	1,073,000円	(参考) 類似団体における最高/最低額 1,267,000円 / 824,000円	
	助役	896,000円	1,008,000円 / 738,000円	
	収入役	801,000円	862,000円 / 657,000円	
報酬	議長	641,000円	863,000円 / 625,000円	
	副議長	588,000円	779,000円 / 235,000円	
	議員	576,000円	710,000円 / 304,700円	
期末手当	市長 助役 収入役	(平成17年度支給割合) 4.40月分		
	議長 副議長 議員	(平成17年度支給割合) 4.45月分		
地域手当	市長 助役 収入役	給料月額の 9%		
退職手当		(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	市長	1,073,000円×在職月数×0.45	23,176,800円	任期ごと
	助役	896,000円×在職月数×0.35	15,052,800円	任期ごと
収入役	801,000円×在職月数×0.25	9,612,000円	任期ごと	

## 6 職員数の状況

### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

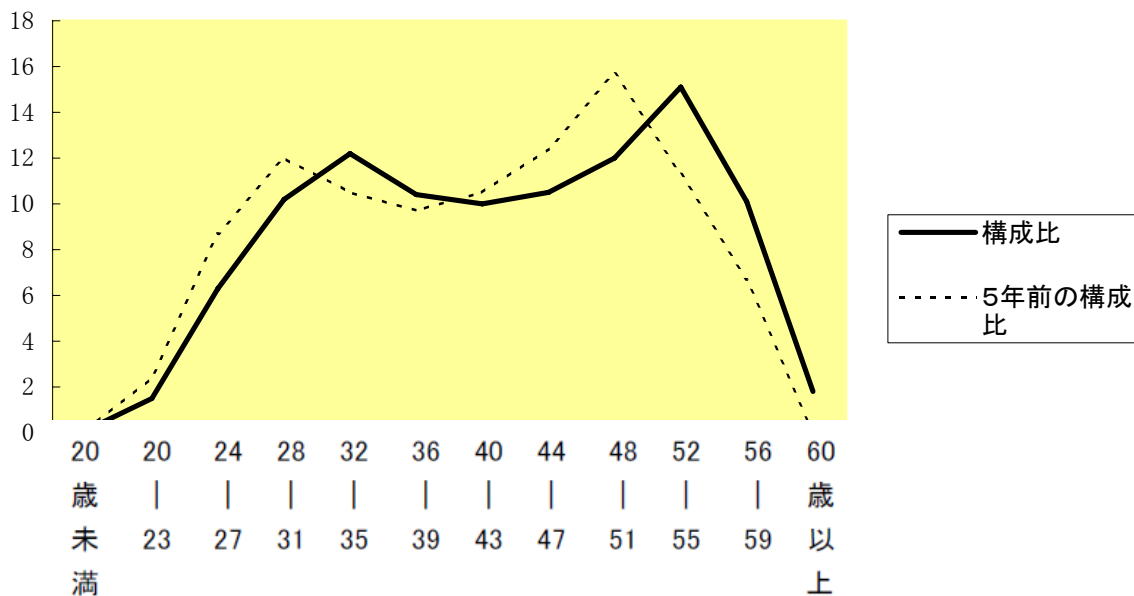
(各年4月1日現在)

部門		区分	職員数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
			平成17年	平成18年		
普通会計部門	一般行政部門	議 会	人 14	人 15	人 1	事務量の増大に伴う増員
		総 務	389	381	▲ 8	委託化及び施設用務員の廃止に伴う減員
		税 務	94	93	▲ 1	職員は1の見直しによる減員
		民 生	472	477	5	介護保険法改正及び自立支援法制定に伴う増員等
		衛 生	313	338	25	診療所の会計区分変更に伴う増員等
		労 働	10	10	0	
		農 林 水 産	34	34	0	
		商 工	32	31	▲ 1	川越まつり会館の体制見直しによる減員
		土 木	266	260	▲ 6	事業終了に伴う事務量の減少による減員等
		小 計	1,624	1,639	15	<参考> 人口1,000人あたり職員数 4.99人 (類似団体の人口1,000人あたり職員数 4.82人)
	教 育 部 門	501	492	▲ 9	学校給食センター業務の委託化の範囲拡大に伴う減員等	
	小 計	2,125	2,131	6	<参考> 人口1,000人あたり職員数 6.49人 (類似団体の人口1,000人あたり職員数 7.04人)	
公営企業等 会計部門	病 院	20	0	▲ 20	診療所の会計区分変更に伴う減員等	
	水 道	106	103	▲ 3	事務の見直しによる減員等	
	下 水 道	90	86	▲ 4	滝ノ下終末処理場の県移管に伴う減員等	
	そ の 他	59	60	1	介護保険法の一部改正に伴う新規事業対応のための増員	
	小 計	275	249	▲ 26		
合 計		2,400 [2,482]	2,380 [2,483]	▲ 20 [1]	<参考> 人口1,000人あたり職員数 7.25人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 [ ]内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成18年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳 以上	計
職員数(人)	3	35	150	244	292	249	239	251	289	363	243	42	2,400

(3) 定員適正化計画の数値目標及び進捗状況

① 平成17年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標

平成17年4月1日 職員数	平成22年4月1日 職員数	純減数	純減率
2,400 人	2,280 人	120 人	5.00%

(参考) 川越市集中改革プランにおける定員管理の数値目標（数・率）

計画期間		数値目標
始期	終期	
平成18年4月1日	平成22年4月1日	2,280人以下にする

## ② 定員適正化計画の年次別進捗状況（実績）の概要

（各年4月1日現在 単位：人）

部 門	区 分	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成14～18年度	(参考) 目標
		計画前年	1年目	2年目	3年目	4年目	合計	
一般行政部門	減員		130	36	42	40	248	平成14年4月1日現在の職員数を基準として、今後5年間における職員数の増加を極力抑制し、一桁の増員（8人）以内とする。  【平成18年度の職員数目標】 2,365人 + 8人 = 2,373人
	増員		182	56	31	55	324	
	差引		52	20	▲ 11	15	76	
	職員数	1,536	1,588	1,608	1,597	1,612	1,612	
特別行政部門	減員		41	12	12	67	132	
	増員		16	7	2	58	83	
	差引		▲ 25	▲ 5	▲ 10	▲ 9	▲ 49	
	職員数	539	514	509	499	490	490	
公営企業等 会計部門	減員		35	7	6	28	76	
	増員		26	9	2	2	39	
	差引		▲ 9	2	▲ 4	▲ 26	▲ 37	
	職員数	290	281	283	279	253	253	
合計	減員		206	55	60	135	456	
	増員		224	72	35	115	446	
	差引		18	17	▲ 25	▲ 20	▲ 10	
	職員数	2,365	2,383	2,400	2,375	2,355	2,355	

(注) 1 計画期間は、平成14～18年度の5年間である。

2 計画期間内に中核市への移行が計画されていたため、県からの事務移譲等に対応するため増員を抑制する計画としている。

## 7 公営企業職員の状況

### (1) 水道事業

#### ① 職員給与費の状況

##### ア 決算

区分	総費用 (A)	純損益又は実 質収支	職員給与費 (B)	総費用に占める 職員給与費比率 (B/A)	(参考) 平成16年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
平成17年度	6,140,276	525,702	922,248	15.0	15.4

区分	職員数 (A)	給与費				一人当たり 給与費 (B/A)	(参考)類似団体 平均一人あたり 給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 (B)		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
平成17年度	108	469,535	122,349	201,654	793,538	7,348	6,971

(注) 職員手当には退職手当を含まない。

#### イ 特記事項

なし

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（平成18年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
川越市	46.0 歳	423,097 円	619,065 円
団体平均	42.6	355,000	465,000

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。  
 2 団体平均とは、政令指定都市以外の市町村における同種の職員についての平均である。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

川越市	団体平均
1人当たり平均支給額（平成17年度） 1,867千円	1人当たり平均支給額（平成17年度） 1,788千円
(平成17年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 (1.6) 月分 勤勉手当 1.45 月分 (0.75) 月分	—
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20%	—

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（平成18年4月1日現在）

川越市	団体平均
(支給率) 自己都合 勤続20年 21.0 月分 勤続25年 33.75 月分 勤続35年 47.5 月分 最高限度額 59.28 月分 勸奨・定年 27.3 月分 42.12 月分 59.28 月分 59.28 月分	
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2%～20%加算）	
1人当たり平均支給額 — 千円 — 千円	1人当たり平均支給額 16,069 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（平成18年4月1日現在）

支給実績（平成17年度決算）		50,150千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成17年度決算）		464,353円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
川越市	9%	107人	9%

エ 特殊勤務手当（平成18年4月1日現在）

支給実績（平成17年度決算）	993千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成17年度決算）	18,736円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成17年度）	49.1%	
手当の種類（手当数）	4	
手当の名称	支給を受ける者の範囲	左記職員に対する支給単価
浄水場作業手当	浄水場において交替制勤務に従事する職員	月額 4,500円
	浄水場に勤務するその他の職員	月額 1,500円
自動車運転手当	特殊自動車を運転する職員	月額 3,000円
現場作業手当	現場作業に従事する職員	月額 1,500円
技術手当	水道事業の専門的技術及び知識を必要とする業務に従事する職員	月額 1,500円

オ 時間外勤務手当

支給実績（平成17年度決算）	26,556千円
職員1人当たり平均支給年額（平成17年度決算）	246千円
支給実績（平成16年度決算）	29,615千円
職員1人当たり平均支給年額（平成16年度決算）	274千円

（注） 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当（平成18年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（17年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（17年度決算）
扶養手当	配偶者 13,500円 配偶者以外の扶養親族2人目まで 1人につき6,500円 配偶者のいない場合の1人目 11,000円 その他の扶養親族 1人につき5,000円 満16歳～22歳の子に対する加算 1人につき5,000円	同じ		千円 16,872	円 259,562
住居手当	貸家・貸間 家賃の額に応じて28,500円を限度に支給 持家 新築又は購入から5年以内 7,800円 上記以外 7,300円	同じ		10,301	130,396
通勤手当	【交通機関等を利用（2km以上）】 運賃等相当額（1月当たり55,000円を限度） 【交通用具を使用（2km以上）】 距離に応じた額（2,700円～28,000円） 【交通機関等と交通用具の併用（2km以上）】 交通機関等の利用距離等を考慮した額 【その他】 片道2km以上 2,700円 片道2km未満 1,100円	同じ		7,723	71,510
宿日直勤務手当	宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員に支給 勤務1回につき4,200円 ※ 勤務時間が5時間未満の場合は、勤務1回につき2,100円	同じ		—	—

夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員に対し、勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額の100分の25を支給	同じ		—	—
管理職手当	職務の級ごとに次の月額を支給 部長級 75,000円 次長級 61,000円 課長級 55,000円 課長補佐級 45,000円	同じ		8,616	615,429
管理職員特別勤務手当	管理職手当の支給を受ける職員が公務の運営の必要により週休日又は休日に勤務した場合に支給 部長級 12,000円 (18,000円) 次長級 10,000円 (15,000円) 課長級 8,000円 (12,000円) 課長補佐級 6,000円 (9,000円) ※ ( ) 内は、勤務時間が6時間を超える場合の額	同じ		40	10,000

#### ④ 定員適正化計画の数値目標及び進捗状況

##### ア 定員適正化目標 (数・率)

計画期間		数値目標
始期	終期	

一般行政部門や特別行政部門等と併せ、市職員全体の適正化を図る計画としているため、水道事業のみを対象とした計画は策定していない。

##### イ 平成22年4月1日現在における定員の数値目標

一般行政部門や特別行政部門等と併せ、市職員全体の適正化を図る計画としているため、水道事業のみを対象とした計画は策定していない。
---

##### ウ 定員適正化計画の年次別進捗状況 (実績) の概要

→6(3)③の参考を参照

## (2) 下水道事業

### ① 職員給与費の状況

#### ア 決算

区分	総費用 (A)	純損益又は実質収支	職員給与費 (B)	総費用に占める職員給与費比率 (B/A)	(参考) 平成16年度の総費用に占める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
平成17年度	7,249,939	▲ 2,161,697	741,305	10.0	14.2

区分	職員数 (A)	給与費				一人当たり給与費 (B/A)	(参考)類似団体平均一人あたり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 (B)		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
平成17年度	86	379,654	99,601	164,833	644,088	7,489	6,972

(注) 職員手当には退職手当を含まない。

#### イ 特記事項

なし

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（平成18年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
川越市	45.7 歳	417,744 円	623,739 円
団体平均	42.6	355,000	465,000

(注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

2 団体平均とは、政令指定都市以外の市町村における同種の職員についての平均である。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

川越市	団体平均
1人当たり平均支給額（平成17年度） 1,917千円	1人当たり平均支給額（平成17年度） 1,774千円
(平成17年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 (1.6) 月分 勤勉手当 1.45 月分 (0.75) 月分	—
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20%	—

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（平成18年4月1日現在）

川越市	団体平均
(支給率) 自己都合 勤続20年 21.0 月分 勤続25年 33.75 月分 勤続35年 47.5 月分 最高限度額 59.28 月分 勸奨・定年 27.3 月分 42.12 月分 59.28 月分 59.28 月分	
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2%～20%加算）	
1人当たり平均支給額 1千円 29,741千円	1人当たり平均支給額 16,882千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（平成18年4月1日現在）

支給実績（平成17年度決算）		40,131千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成17年度決算）		466,637円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
川越市	9%	82人	9%



エ 特殊勤務手当（平成18年4月1日現在）

支給実績（平成17年度決算）	3,348千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成17年度決算）	51,503円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成17年度）	75.6%	
手当の種類（手当数）	6	
手当の名称	支給を受ける者の範囲	左記職員に対する支給単価
自動車運転手当	特殊自動車を運転する職員	月額 3,000円
技術手当	公共下水道事業の専門的技術及び知識を必要とする業務に従事する職員	月額 1,500円
変則勤務手当	交代制勤務に従事する職員	月額 4,500円
下水道受益者負担金事務手当	下水道受益者負担金の賦課及び徴収の事務に従事する職員	月額 1,500円以内
下水維持作業手当	下水管路の維持管理に従事した職員	日額 420円
	上記以外の下水維持作業に従事した職員	日額 140円
水洗便所検査手当	水洗便所しゅん工検査に従事する職員	日額 130円

オ 時間外勤務手当

支給実績（平成17年度決算）	17,652千円
職員1人当たり平均支給年額（平成17年度決算）	206千円
支給実績（平成16年度決算）	23,623千円
職員1人当たり平均支給年額（平成16年度決算）	272千円

（注） 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当（平成18年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (17年度決算)	支給職員1人 当たり平均支給 年額(17年 度決算)
扶養手当	配偶者 13,500円 配偶者以外の扶養親族2人目まで 1人につき6,500円 配偶者のいない場合の1人目 11,000円 その他の扶養親族 1人につき5,000円 満16歳～22歳の子に対する加算 1人につき5,000円	同じ		千円 13,722	円 245,027
住居手当	貸家・貸間 家賃の額に応じて28,500円を限度に支給 持家 新築又は購入から5年以内 7,800円 上記以外 7,300円	同じ		8,862	126,600
通勤手当	【交通機関等を利用（2km以上）】 運賃等相当額（1月当たり55,000円を限度） 【交通用具を使用（2km以上）】 距離に応じた額（2,700円～28,000円） 【交通機関等と交通用具の併用（2km以上）】 交通機関等の利用距離等を考慮した額 【その他】 片道2km以上 2,700円 片道2km未満 1,100円	同じ		6,797	79,963

宿日直勤務手当	宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員に支給 勤務1回につき4,200円 ※ 勤務時間が5時間未満の場合は、勤務1回につき2,100円	同じ		—	—
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員に対し、勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額の100分の25を支給	同じ		768	256,159
管理職手当	職務の級ごとに次の月額を支給 部長級 75,000円 次長級 61,000円 課長級 55,000円 課長補佐級 45,000円	同じ		7,932	610,154
管理職員特別勤務手当	管理職手当の支給を受ける職員が公務の運営の必要により週休日又は休日に勤務した場合に支給 部長級 12,000円 (18,000円) 次長級 10,000円 (15,000円) 課長級 8,000円 (12,000円) 課長補佐級 6,000円 (9,000円) ※ ( )内は、勤務時間が6時間を超える場合の額	同じ		—	—

#### ④ 定員適正化計画の数値目標及び進捗状況

##### ア 定員適正化目標 (数・率)

計画期間		数値目標
始期	終期	

一般行政部門や特別行政部門等と併せ、市職員全体の適正化を図る計画としているため、下水道事業のみを対象とした計画は策定していない。

##### イ 平成22年4月1日現在における定員の数値目標

一般行政部門や特別行政部門等と併せ、市職員全体の適正化を図る計画としているため、下水道事業のみを対象とした計画は策定していない。
--

##### ウ 定員適正化計画の年次別進捗状況 (実績) の概要

→6(3)③の参考を参照